

第 1 条(個人正会員規約の範囲)

本規約は、一般社団法人 通販エキスパート協会(以下「当協会」とする)の個人正会員(以下「会員」とする)となった個人に適用されます。

第 2 条 (会員)

当協会の目的に賛同し、本規約を承認の上、当協会へ入会の申込みをした者のうち、当協会が入会を承認した者を会員といたします。

第 3 条 (入会申込み)

入会を希望する者は、当協会公式ホームページ「会員登録」より手順に従い入会に必要な登録事項の記入等手続きを行い、当協会へ入会を申込みものとします。

会員登録については、しゅくみねっと株式会社の会員登録管理システム(「シクミネット」)を使用。

第 4 条 (入会の不承認)

入会の申込みをした者が以下のいずれかの事項に該当する場合または申込み内容に不備があった場合は入会申込みを承認しないことがあります。

- 1.入会申込みの際の記載内容に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合
- 2.入会申込み後、入会金および会費の支払いがない場合
- 3.過去に本規定違反等により当協会から会員資格の取り消しを受けたことがある場合
- 4.反社会的勢力と関係があることが認められた場合
- 5.その他、当協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第 5 条 (入会金および会費)

入会金は、入会時に一括払いとします。

会費の支払方法は「月額プラン」または「年額プラン」のいずれかとします。

入会金および会費は、以下に定めるとおりとし、クレジットカードによるお支払いとします。

入会金 10,000 円(税込)	会費	月額プラン	980 円
		年額プラン	9,800 円

※入会金・年会費の消費税は不課税のためかかりません。

※特段の意思表示がない場合は、入会時に登録されたクレジットカードより会費を徴収し自動更新となります。(更新時のクレジットカード決済日は、1日となります。)

※退会後、再入会される場合は、入会金のお支払いが必要となります。

ただし、入会時に登録したクレジットカードの有効期限切れ等、継続の意思に反して、やむを得ない理由により、更新が出来なかった場合は、10日以内に当協会まで連絡することで、入会金を免除とし、翌月1日より再加入とします。

第 6 条 (入会金および会費の返還について)

会員資格の有効期間中の中途退会および資格の喪失等いかなる理由があっても会員が既に納入した入会金、会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第 7 条 (会員資格と有効期限)

本規約に基づく会員資格および有効期間は、以下の通りとします。

1.月額プランの場合

入会金および年会費の入金日(決済日)を入会日とし、入会当日より会員資格を有し、会員資格の有効期限は、入会日の当月末日までといたします。

(例)入会日が 2018 年 7 月 5 日の場合、会員資格の有効期限は 7 月 31 日までとなります。

なお、会員資格の有効期限の 5 日前までに特段の意思表示がない場合は、有効期限の翌月 1 日に自動更新するものとし、以後も同様とします。

2.年額プランの場合

入会金および年会費の入金日(決済日)を入会日とし、入会当日より会員資格を有し、会員資格の有効期限は、入会日の翌年前月末日までといたします。

(例)入会日が 2018 年 7 月 5 日の場合、会員資格の有効期限は 2019 年 6 月 30 日までとなります。

なお、会員資格の有効期限の 5 日前までに特段の意思表示がない場合は、有効期限の翌月 1 日に自動更新するものとし、以後も同様とします。

第 8 条 (退会)

会員は、以下のいずれかの方法にて退会することができます。

1. 会員マイページの「お問合わせ」フォームより、退会希望である旨を記載し、有効期限 5 日前までに当協会へ連絡を行うものとします。
2. 入会時に入会金および会費の決済として登録されたクレジットカード情報を会員マイページにて会員資格の有効期限 5 日前までに会員自身で削除するものとします。
ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当協会に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第 9 条 (変更手続き)

1.会員登録情報の変更

入会時に登録した会員情報に変更が生じた場合は、会員マイページより会員自身で変更の手続きを行うものとします。

2.会費の支払方法(プラン)の変更

会員マイページの「お問合わせ」フォームより、会費のお支払プラン変更希望である旨を記載し、会員資格が満了となる月の 5 日前までに当協会へ連絡を行うものとします。

なお、「年額プラン」においては、会員資格有効期間の途中で「月額プラン」へ変更の取扱いはできないものとします。

- 3.会員が第 1 項の変更手続きをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、当協会はその責任を一切負わないものとします。

第 10 条 (サービスの利用)

会員は、当協会が提供する以下のサービスを利用することができます。

- 1.会員限定メルマガ「ヒラメキ通信」の配信
- 2.Q&A ライブラリーの閲覧
- 3.有料セミナーを 50%割引にて受講ならびに WEB 視聴
- 4.プレゼンテーション会の参加ならびに WEB 視聴
- 5.通販エキスパート検定公式テキスト(2 級、3 級)20%割引にて購入

上記の会員サービスは、会員以外の第 3 者との共有ならびに提供を禁じるものとします。

第 11 条 (会員資格の取り消し)

当協会は、会員が次の各号のいずれか 1 つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができるものとします。

- 1.当協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当協会が認めた場合
- 2.更新時に会費の支払いが出来なかった場合
- 3.法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- 4.本規約または、当協会が定める規約に違反した場合
- 5.第 10 条に規定の会員サービスを会員以外の第 3 者との共有ならびに提供した場合
- 6.その他、当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第 12 条 (著作権)

当協会にて提供される各サービス等の情報の著作権は当協会に属します。

第 13 条 (情報の二次使用)

当協会にて提供される各サービス等を複製、編集、加工、発信、販売、出版、その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第 14 条 (規約の追加・変更)

- 1.規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当協会理事会の決議により定めるものとします。
- 2.当協会は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することができます。
当協会により変更された本規約は、当協会の公式ホームページ上にて掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

第 15 条 (免責および損害賠償)

1. 会員は、当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。
2. 万が一、当協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当協会は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
3. 不可抗力として以下の項目に起因し、本規約に定める条項が、遅延または不履行となった場合は、当協会および会員の責任を負わないものとします。
 - (1) 自然災害
 - (2) 伝染病
 - (3) 火災および爆発
 - (4) その他前号に準ずる非常事態

会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

付則

当協会会員規約は、平成 30 年 6 月 1 日より実施します。